

Ⅲ 委託業務編

第 1 章 測 量 業 務

第 1 . 配水管工事測量業務

1 . 適 用 範 囲

配水管工事に係る測量業務は、国土交通省大臣官房技術調査課監修「設計業務等標準積算基準書」（平成27年度版）による。

なお、見積りにより単価を設定する場合には、原則として 3 社以上から見積りを取得し、その価格を検討した上で、最低価格を採用すること。